

XI. 報告書の採択 (議題 11)

69. 小委員会は事務局によって用意された案をもとに第 20 回会議報告書及びその附属書を採択した。

附属書 I

採択された文章

A. GHS 改訂 3 版に関する修正案

INF.31 及び INF.8/Rev.1 によって修正され、採用された ST/SG/AC.10/C.4/2010/9 :

2.2.2.2 カギ括弧を削除し、表 2.2.2 を以下のように修正する :

表 2.2.2: 化学的に不安定なガスの判定基準

区分	判定基準
A	20 °C 及び 101.3 kPa の標準気圧で化学的に不安定な可燃性/引火性ガス
B	20 °C を超える温度及び/又は 101.3 kPa 以上の圧力下で化学的に不安定な可燃性/引火性ガス

2.2.3 表 2.2.3 において:

- (a) 「化学的に不安定なガス」において、以下のように修正 :
- 「追加区分 1」及び「追加区分 2」をそれぞれ「区分 A」及び「区分 B」に変更 ;
 - 「シンボルなし」及び「注意喚起語なし」を「追加シンボルなし」及び「追加注意喚起語なし」に変更
- (b) 区分 B に対する危険有害性情報の最後を「上昇した圧力及び/又は温度で」と修正。

2.2.4.2 判定論理 2.2 (b) を以下のように修正 :

左側 2 番目の箱中の文章を「20 °C 及び 101.3 kPa の標準圧で化学的に不安定であるか？」と修正する。

左側 3 番目の箱中の文章を「20 °C を超える温度及び/又は 101.3 kPa 以上の圧力下で化学的に不安定であるか？」と修正する。

右側の箱中の文章「追加区分 1」及び「追加区分 2」をそれぞれ「区分 A」及び「区分 B」にそれぞれ修正し、「シンボルなし 注意喚起語なし」を「追加シンボルなし 追加注意喚起語なし」に修正する。

2.2.4.3 [ST/SG/AC.10/C.4/2010/10(www.unece.org/trans/main/dgdb/dgsubc4/c42010.html)] を削除し、別のカギ括弧も削除する。

INF.8/Rev.1 (上記修正) とそれに伴う GHS 1.2 章及び附属書 1、2 及び 3 の修正 : 採択

INF.43 による変更を受けた ST/SG/AC.10/C.4/2010/12 による修正：採択

P244、“Keep values”を“Keep valves”に修正する

P340、“and ensure comfortable breathing”を“keep comfortable for breathing”に修正する

P363、第2パラグラフ、最後を以下のように修正：「区分1, 2, 3, 4, 皮膚刺激性(区分3.2)、区分2、及び皮膚刺激性(3.4章)1、1A、1B」。

P361+P364、「再使用の前に洗う」を「衣類」の前に入れる。

P308+P313 の修正を以下のようにする：

“P308+P311

P306 + P360 の下に P308 + P311 のための行を挿入し「暴露または暴露の懸念がある場合、医師に電話する」とする。

第3欄及び第4欄で、これを単回ばく露(3.8章)区分1及び2に適用する。

第5欄に「...製造者/供給者または所管官庁が指定する適当な救急手段」を加える。

この注意書きを A3.3.5.1 特定標的臓器毒性、単回暴露(3.8章)、区分1及び2に使用条件と共に加筆する。

これに伴った修正：GHS における「P307+P311」及び「P309+P311」を全て削除する。

INF.10 による変更を受けた ST/SG/AC.10/C.4/2010/6 による修正：

2.3.2.2 以下のように修正する：

2.3.2.2 注意書きの修正：

「**注記**：1%を超える可燃性/引火性成分を含むまたは本章での可燃性/引火性分類を受けない燃焼熱が少なくとも 20 kJ/g のエアゾールは、エアゾール区分1と分類される。」

多少の修正を受けた INF.33 の変更による ST/SG/AC.10/C.4/2010/13 の採択：

2.3.2.1 注記2、文章の最後を以下のように修正「...ラベル要素を含む、有害性クラス」

すべて個所で H229 を以下のように修正する「高压容器 熱すると破裂の恐れ」。

以下の変更を受けて ST/SG/AC.10/C.4/2010/14 を採択：

フランス語版、表 A3.2.4 第5欄の使用条件“ne se décomposent ou ne se polymérisent (lentement)”を“ne se décomposent (lentement) ou ne se polymérisent”に修正する。

以下の変更を受けて ST/SG/AC.10/C.4/2010/7 を採択：

1.4.10.5.5 新しい第3パラグラフを以下のように修正：

「物質あるいは混合物が金属腐食性はあるが皮膚または眼に対する腐食性は無いと分類されたときには、所管官庁は金属腐食性を表す表示を、そのような物質や混合物が消費者向けに包装された状態にある場合には、ラベルから省略することを選択しても良い。」

INF.40 による変更を受けた ST/SG/AC.10/C.4/2010/15 の採択：

3.1.3.6.2.3 以下のように修正する：「成分」の前に「関連」を挿入（最初の2か所）、「%」の前の「全」を削除する。

A4.3.2.1.2 最初の文章で、「及び区分」を「区分/細区分」に修正。

2番目の文章を以下のように修正：「例えば、可燃性/引火性液体、区分1及び皮膚腐食性 区分1A」

B. 試験及び判定基準マニュアル第5版に関する修正案

INF.16, INF.31 及び d INF.8/Rev.1 で変更された ST/SG/AC.10/C.4/2010/10 の採択：

3x.3.1.1 最初の文章において「化学的に安定と考えられる」を「化学的に不安定と考えられる」に修正する。

3x.3.2.1 第3番目の文章において「化学的に安定と考えられる」を「化学的に不安定と考えられる」に修正する。

In Table 3x.1:

- すべての個所で、「区分1」を「区分A」に「区分2」を「区分B」に修正する；
- エチレンオキサイドに関して、最後の欄の文章を次のようにする：「希ガスを含む混合物では 15 mole %、その他の混合物では 30 mole %」。

In Table 3x.2 「CH₄」の項で、3.0 mol %のところに「200.0」を挿入する。

3x.4.3.2 (a) 最初のパラグラフ、最初の文章の初めの「25°C」を「20°C」および「(101 kPa)」を「(101.3 kPa)」に修正する；

第2パラグラフで「大気温度及び圧力下で化学的に不安定」を「20 °C 及び標準気圧 101.3 kPa 下で化学的に不安定」に修正；

3x.4.3.2 (b) 第2パラグラフで「上昇した温度及び/又は圧力下で化学的に不安定」を「20 °C を超えた温度及び/又は 101.3 kPa 以上の圧力下で化学的に不安定」と修正する；

3x.4.5.1 すべての個所で以下のように修正：

- 「25°C」を「20°C」
- 「大気温度及び圧力下で化学的に不安定」を「20 °C 及び標準気圧 101.3 kPa 下で化学的に不安定」

- 「上昇した温度及び/又は圧力下で化学的に不安定」を「20 °C を超えた温度及び/又は 101.3 kPa 以上の圧力下で化学的に不安定」
- 「(101 kPa)」を「(101.3 kPa)」

3x.4.5.2 注記の「区分 1」を「区分 A」に修正する。

附属書 II

次期 2011–2012 の作業計画

1. 分類判定基準及び実施における分類上の課題に関する作業

(a) 火薬類及び関連事項：

鈍性化火薬の分類

中心組織: TDG 小委員会

主導国: ドイツ

権限 / 委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/26 (パラグラフ 15-17) 及び ST/SG/AC.10/C.4/38 (パラグラフ 13)

(b) 金属腐食性

点食及び個体に関する C.1 試験の適合に関して検討する

中心組織: TDG 小委員会

主導国: フランス

権限/委任事項: INF.16 (16 回会議)

(c) 水との接触による有害ガス発生

水との接触による有害ガス発生の評価に関する N.5 試験方法についての作業：

(i) 水と接触して可燃性/引火性ガスあるいは有毒なガスを発生する物質に関するガス発生速度の正確な測定方法；

(ii) 水と接触して腐食性のガスを発生する物質への適用；

(iii) 試験結果の再現性の改善：さらに

(iv) 判定基準の開発に関する新方法としての適用性；

中心組織: TDG 小委員会

主導国: ドイツ

権限/委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/2008/19 (パラグラフ 6), INF.18 (16 回会議) パラグラフ 8, INF.19 (20 回会議), INF. 38 (20 回会議) 及び本報告書パラグラフ 10 及び 14

(d) 酸化性固体の分類

(i) 試験方法 O.1 の改善について以下の事項：

– 参照物質として、臭素酸カリウムよりも危険性の少ない物質への交換；

– 結果を評価するより客観的な方法として、燃焼時間による主観的な測定に換えて重量分析による方法の採用

- (ii) モデル規則 (2.5 章、2.5.2.1.1)、試験及び判定基準マニュアル (34 節) 及び GHS (2.14 章 2.14.4.2) で使われている概念「既知の経験」の解釈；
- (iii) もろさや粒子サイズのような分類結果に影響を与えるであろう他の要因の検討；

中心組織: TDG 小委員会

権限/委任事項: ST/SG/AC.10/C.3/74 (パラグラフ 102–106) 及び ST/SG/AC.10/C.4/38 (パラグラフ 18)

- (e) 3.2 及び 3.3 章 (皮膚腐食性/刺激性) の編集上の改訂
 - (i) 3.2 及び 3.3 章を進展させる際には OECD 専門家グループによる詳細なレビュー文書の検討；
 - (ii) 判定基準をわかりやすく使いやすくするための、3.2 及び 3.3 章の編集上の改訂；
 - (iii) 3.2 及び 3.3 章の一貫性に関連して、さらに判定基準を整合させる必要があるかどうかの検討及びすべての必要な修正に関する提案；
 - (iv) 4 匹以上の動物で行った研究による皮膚及び眼刺激性データの評価に関するガイダンスの作成；

主導国: ドイツ

権限/委任事項: INF.42 (16 回会議); ST/SG/AC.10/C.4/2008/22; ST/SG/AC.10/C.4/38 (パラグラフ 27) 及び INF.41 (19 回会議)

- (f) 物質及び混合物の分類に関連した事項についての、実際の分類問題に関する非公式コレスポネンスグループの作業

中心組織: 実際の分類問題に関する非公式コレスポネンスグループ

主導国: 米国

権限/委任事項: INF.39 (16 回会議)

- (g) 腐食性判定基準：モデル規則クラス 8 における腐食性判定基準の GHS 判定基準へのさらなる整合
 - (i) OECD テストガイドラインを参照している国連危険物輸送モデル規則に記載される「皮膚破壊 skin destruction」の定義を確認する。もしこの定義が GHS の 3.2 章 3.2.2.4.1 に一致していないならば、改善のために適当な提案を行う；
 - (ii) 細区分 1A、1B 及び 1C の適用の相違について、in vitro 及び in vivo 試験さらに他の方法（つなぎの原則、混合物計算、pH...）に基づいて、確認し分析を行う；
 - (iii) いくつかの代表的な物質について、異なる規則やガイダンス文書で示されている区分への割り当ての相違について確認する。これ等の相違の原因を分析し、この結果を (i)、(ii) 及び (iv) における作業に使用する

- (iv) OECD ガイドラインが参照されている方法及びその関連性をチェックする；
- (v) 結果を報告し、皮膚腐食性に関して一貫した分類結果が得られるという目的を持ってすべての分野の要求に応えられるような勧告を作る；

中心組織: 腐食性判定基準に関する合同 (TDG-GHS) 非公式作業班

まとめ役: 英国

権限/委任事項: INF.42 (20 回会議)、本報告書 パラグラフ 57 参照

(h) 粉じん爆発危険性

- (i) GHS 専門家小委員会の代表団長及び NGO 代表から得られた粉じん爆発に関する調査への回答の収集及び分析を継続する；
- (ii) 回答における共通のテーマ及び欠けている情報を確認する；
- (iii) 欠けている情報を得るために必要なフォローアップを決定する；
- (iv) GHS においてどのような情報（もしあれば）をどのように伝えるかを決定する；

主導国: 米国

権限/委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/2010/8 及び本報告書 paragraph 59 参照

(i) 吸引力呼吸器有害性：混合物の分類に関する粘性判定基準

主導機関: IPPIC

権限/委任事項: INF.28 (20 回会議) 及び本報告書 パラグラフ 60

2. 危険有害性情報伝達における課題を解決するための提案

(a) GHS 附属書 4 の 9 節の改訂

主導国: ドイツ

権限/委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/38 (パラグラフ 38) 及び INF.40 (19 回会議)

(b) 小さな包装の表示

小さな包装の表示における一般原則の適用に関するガイダンス及び/又は例の開発

主導機関: CEFIC

権限/委任事項: INF.41 (16 回会議)の変更を受けた ST/SG/AC.10/C.4/2008/26 (パラグラフ 5)及び本報告書パラグラフ 35

(c) GHS 附属書 1、2 及び 3 の改善

GHS 附属書 1、2 及び 3 のさらなる改善、今後は以下の作業流れに従う、特に最初の 2 つを優先的に進める：

- (i) 作業流れ 1：危険有害性情報及び注意書きにおける冗長性を排するための提案を含んだ、危険有害性情報及び注意書きの使いやすさを正当化し改善するための対案を行う；
- (ii) 作業流れ 2：物理化学的危険性に関する注意書き、その危険性クラス及び区分への適用及び使用条件を適切なものにする；
- (iii) 作業流れ 3：GHS 附属書 1、2 及び 3 の記載方法を、その対象、使用及び目的を勘案して、改善する；

主導国: 英国

権限/委任事項: INF.43, Part 2 (20 回会議) 及び本報告書 パラグラフ 19

- (d) 「金属腐食性」対「皮膚/眼腐食性」
 - (i) 供給/使用分野における危険性クラス「金属腐食性」の適用に関連した課題に取り組み永久的解決を可能にする策を見つける (ST/SG/AC.10/C.4/2010/7 を参照)；
 - (ii) INF.22 (20 回会議) で提案されているような、「金属腐食性」と「皮膚/眼腐食性」を見分けられる異なる絵表示の実行可能性を探る；

主導機関: AISE

権限/委任事項: 本報告書パラグラフ 38

3. 実施に関する課題

- (a) 実施に関する問題を解決するための提案を検討する、以下のものを含む：
 - (i) 実施問題に関する非公式コレスポネンスグループの作業による課題
 - 主導国: オーストラリア
 - 権限 / 委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/28 (附属書 II) 及び ST/SG/AC.10/C.4/32 (パラグラフ 72).
 - (ii) GHS に従った分類による化学品の世界リストの開発可能性に関する非公式コレスポネンスグループの作業に関連した課題、以下についての検討：
 - 優先順位をどのようにするかを含めた、GHS 分類化学品世界リストの開発を行う上での原則；
 - どのような化学品を GHS に従った分類作業の焦点とするか、深刻な健康有害性、物理的危険性及び/又は環境有害性について検討する；もっともよく使用され、世界的に輸送されているもの；どのエンドポイントを範囲とするか；
 - 現存するリストでの化学品の GHS 分類に関する OECD eChemPortal をさらに有効にする機能に関する提案のような暫定的なステップ；

主導国: 米国

権限/委任事項: ST/SG/AC.10/C.4/2010/20 (パラグラフ 12) 及び本報告書パラグラフ 40

- (iii) GHS 附属書 9 (A9.7) 及び附属書 10 の 4.1 章における判定基準への整合

主導機関: ICMM

権限/委任事項: INF.24 (20 回会議) パラグラフ 16,の最初の黒丸及び本報告書のパラグラフ 20

- (b) 国における GHS 実施が協同的になるようにした GHS 実施の状況をモニターする
- (c) 化学品に関する国際的な合意や条約の執行に関して責任のある他の国際機関と協力し、それらを通して GHS を効果的にする

4. GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発

- (a) GHS 判定基準の適用に関するガイダンスの開発に関する提案についての検討
- (b) GHS 判定基準の適用に関する明確化についての課題に対する実際分類問題に関する非公式コレスポネンスグループの作業、例えば：
- (i) 判定基準の適用を具体的に示した例の開発及び、必要に応じて、危険有害性情報の伝達に関する課題、
- (ii) SDS に含まれる情報に関する IMO の要求を解決するためのガイダンスの開発

中心組織: 実際分類問題に関する非公式コレスポネンスグループ

主導国: 米国

委任事項: INF.39 (16 回会議) 及び ST/SG/AC.10/C.4/38 (パラグラフ 73-76).

5. 能力強化

- (a) トレーニング及び能力強化に関する活動の概観
- (b) 国連プログラム及びトレーニングや能力強化活動に係わる特定の機関、例えば UNITAR、ILO、FAO 及び WHO/IPCS に対するガイダンス文書の開発、トレーニングプログラムに関するアドバイス及び入手可能な専門家や資源の特定などを通しての支援供与

表 SAICM 労働安全衛生分野作業領域における関連行動、目標/時間枠、進捗の指標及び実施の側面と

労働安全衛生法関連条項から見た指標の到達状況

【リスク削減】

行動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面	安衛法関連条項など	安衛法関連規制等から見たSAICM指標の到達状況
11 企業に特有なデータベースのうち、労働現場のデータベースを適切に記録するために、労働安全衛生に関する調和されたデータベースを開発する。	IOMC (ILO,WHO) 国家政府、労働組合、産業界	2006-2010	関連する労働現場データベースを記録するための調和されたデータベースが開発される。	労働安全衛生に関するILOの世界戦略基準とガイダンス	労働安全衛生法 57条 (表示等) 同法 57条 3 (化学物質の有害性の調査) 同法 65条 (作業環境測定) 同法 65条 2 (作業環境測定の結果の評価等) 同法 66条 (健康診断) 同法 66条 3 (健康診断の結果の記録)	規制対象物質に限られるものの、労働現場で取扱う化学物質について、有害性の調査/分類、表示はGHSに基づいて行われる。 約 100 物質については作業環境測定が行われ、評価・結果は記録される。 粉じん則、石棉則、有機則、アルキル鉛則、鉛則、特化則の対象物質については健康診断も行われ、結果は記録される。 日本国内で統一されたデータ要素が用いられている。
12 労働者と公衆の健康を保護するために、農業と健康とといった分野を含み、化学物質が取扱われる作業状況のすべてをカバーする法制化を考慮する。	国家政府、IOMC(ILO) 労働組合 産業界	2006-2010	すべての関連部局で法制化が完全に実施される。	実施について策定したガイダンス	労働安全衛生法 22条 (事業者の構内措置等)	「事業者は労働者の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない」として一般的な記述がある。 また、農業等に関する管理は主として農薬取締法(農林水産省管轄)により行われている。 化学物質が取扱われる作業状況のすべてをカバーした法規制は無い。
13 化学物質の取扱いにおける健康と環境への影響評価のシステムを開発し、労働安全衛生プログラムに組み入れる。	IOMC (ILO,WHO) 国家政府 労働組合 産業界	2006-2010	健康と環境への影響評価が労働安全衛生プログラムの一部としてすべての国でなされる。	労働安全衛生に関するILOの世界戦略	労働安全衛生法 65条 (作業環境測定) 同法 65条 2 (作業環境測定の結果の評価等)	健康と環境への包括的な影響評価システムは無いが、労働者の健康評価システムおよび労働環境の評価システムはある。

	非政府組織				<p>同法 66 条 (健康診断)</p> <p>同法 66 条の 4 (健康診断の結果について医師等からの意見聴取)</p> <p>同法 66 条の 5 (健康診断結果後の措置)</p>	<p>また、化学物質の環境経由の健康影響および環境影響は化審法がその対象としている。</p>
<p>14 原住民や部族的な住民を含めて ILO の安全作業基準、ILO の労働安全衛生管理システムのガイドライン (ILO-OSH 2001) 及びその他の拘束力のないガイドラインや行動規範を策定、強化し、更新、実施する。</p>	<p>IOMC (ILO)</p> <p>国家政府</p> <p>労働組合</p> <p>産業界</p>	<p>2006-2010</p>	<p>ILO の安全作業基準とガイドラインがすべての国で実施される。</p> <p>化学物質を適正管理促進するためのその他の法的拘束力のないガイドライン世行動規範が特定され、文書化され、実施される。</p> <p>その他の土地の出身者や部族的な実践が文書化され、実施される。</p>	<p>労働安全衛生に 関する ILO の背 か戦略 実施可能な方法 論の入手可能性 法律の更新</p>	<p>労働安全衛生法 28 条の 2 項 (事業者の行うべき調査等)</p> <p>労働安全衛生規則 24 条の 2</p> <p>「労働安全衛生マメネジメントシステムに関する指針」 (H11.4.30 労働省告示第 53 号)</p> <p>「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 (H18.3.10 指針公示第 1 号)</p> <p>「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」 (H18.3.30 指針公示第 2 号)</p>	<p>左記の条項を受け、「労働安全衛生マメネジメントシステム」に関する指針が公表され、実施されている。</p>
<p>15 防止措置を明確に強調した、特定の化学物質管理についての記述を含む国家的な労働安全衛生政策を、労働現場のリスク評価と有害性の防止的措置が防止と管理措置の明確な優位性に基づき実行されることを条件として、策定する。</p>	<p>国家政府</p> <p>労働組合</p> <p>産業界</p> <p>IOMC (ILO, WHO)</p> <p>非政府組織</p>	<p>2006-2010</p>	<p>すべての国で労働安全衛生政策が特に化学物質に言及している。</p> <p>すべての国で、防止的措置を協調する国家的労働安全衛生政策が画策定され、実施される。</p>	<p>労働安全衛生に 関する ILO の世 界戦略 中小企業の労働者、非公式な分野の労働者、移住労働者、未登録労働者、未登録の移住労働者、自営業労働者、日雇い労働者や、子供たち、若</p>	<p>労働災害防止計画の策定、 労働安全衛生法、 労働安全衛生法施行令 関連規則 (有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石棉障</p>	<p>5 年ごとに国で労働災害防止計画を立て、実施している。この中には化学物質管理についての記述を含む。</p> <p>また、左記のような法、規則が制定され、実施されている。</p> <p>中小零細企業における化学物質管理には課題が残って</p>

					者、女性と高齢者を含む脆弱な集団による労働現場における化学物質安全性能向上プログラムに対応するニースの具体化ガイダンス資料	害予防規則、粉じん障害防止規則等)、 女性労働基準規則 年少者労働基準規則	いる。
16 すべての公衆衛生や安全の担当者や専門家たちのために、すべての労働現場(工業、農業、商業、サービス業)において化学物質のリスク要素の特定、評価と管理に重きを置いた総合的なプログラムを確立する。	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006-2010	すべての国で、すべての公衆衛生や安全の担当者や専門家たちのために、化学物質のリスク要素の特定、評価と管理に重きを置いた総合的なプログラムを確立する。	労働安全衛生に 関する ILO の世界戦略 訓練施設と資料	労働安全衛生法第28条の2(事業者の行うべき調査等) 労働安全衛生規則第24条の11 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(H18.3.10 指針公示第1号) 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(H18.3.30 指針公示第2号) 労働安全衛生規則第95条の6(有害物ばく露作業報告)	労働現場における化学物質のリスク評価および管理に 関しての技術的ツールは確 立されているが、ほとんどの 化学物質が事業者の自主的 対応にまかされている。	
17 化学物質の労働安全衛生 に関して成功した例およびブ ロジェクトについての情報交 換を促進する。	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006-2010	すべての国で、情報交 換のためのシステム が確立される。	労働安全衛生に 関する ILO の世 界戦略 基盤整備		労働安全衛生に関連した改 善事例などは、中央労働災害 防止協会、日本産業衛生学 会、日本労働衛生工学会、日 本作業環境測定協会などの 雑誌や大会等で紹介されて いる。 海外への情報提供は少ない。	
18 企業が従業員を保護する ことを支援するために、化学	国家政府 IOMC (WHO)	2006-2010	安全データシート (MSDS) が作成さ		労働安全衛生法 57 条2 (文書の交付等)	MSDS の交付制度はすでに あるが、労働安全衛生法でそ	

<p>物質安全データシート (MSDS) を作成し、周知させる。</p>	<p>産業界 労働組合</p>		<p>れ、周知されている。</p>			<p>の交付が義務付けられているのは 640 物質、他の法律をあわせても 1400 物質である。これら以外の物質については任意での添付となる。</p>
<p>19 技術的措置が可能な場合には、労働者のばく露を回避すべき；適切な保護具を提供する；保護具装着の容認について改善し、高温多湿の条件下で使用できるように、保護具についての更なる研究を奨励する。</p>	<p>国家政府 IOMC (WHO) 産業界 労働組合</p>	<p>2005-2010</p>	<p>就業時の病気や事故の発生数が、一定の減少傾向にある。保護具の研究が実践的な成果を挙げている。</p>	<p>雇用者と被雇用者の意識の向上 技術的能力の確立</p>	<p>労働安全衛生規則 576 条 (有害原因の除去) 労働安全衛生規則 (3 編 2 章保護具等) 有機溶剤中毒予防規則 (7 章保護具)、鉛中毒予防規則 (7 章保護具等)、特定化学物質障害予防規則 (6 章保護具) 等</p>	<p>呼吸用保護具等、皮膚障害防止用の保護具について、事業者の義務、労働者の使用義務等を規定している。</p>
<p>20 労働者を石綿肺、その他のアスベスト関連の病気や職業がんを起こす化学物質、職業性のリスクからロツテラルダム条約でカバーされている化学物質、職業性健康障害に基づき有害であるとされている物質から保護する。</p>	<p>国家政府 産業界 労働組合</p>	<p>2005-2010</p>	<p>石綿肺とその他のアスベスト関連の病気、および職業がんの症例数が一定の減少傾向にある。</p>	<p>雇用者と被雇用者の意識の向上 立法</p>	<p>石綿障害予防規則 特定化学物質障害予防規則 有機溶剤中毒予防規則 鉛中毒予防規則 四アルキル鉛中毒予防規則 労働安全衛生規則</p>	<p>2005 年に石綿傷害予防規則が制定された。 近年、石綿による肺がん、悪性中皮腫の労働災害補償認定者数等は急激に増加している。</p>
<p>21 職業ばく露限界値の設定に向けた調和した取組みに関する、ガイダンスを作成する。</p>	<p>IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 労働組合</p>	<p>2006-2010</p>	<p>ガイダンスが作成される。</p>	<p>国際的、国家作業グループの確立</p>	<p>厚生労働省告示 (作業環境評価師基準) 日本産業衛生学会 (許容濃度)</p>	<p>日本産業衛生学会の許容濃度は米国 ACGIH の TLV とほぼ同様の値となっている。作業環境測定の評価で使用される管理濃度はこれらとは必ずしも整合していない。</p>

行動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面	安衛法 関連条項など	安衛法関連規制等から見た SAICM 指標の到達状況
138 政府間機関によって国際的に評価された労働現場での化学物質に関する情報源を、労働現場の参加によって使用に適した形式と言語で、開発し更新する手法を確立する。	IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, UNITAR) 国家政府 労働組合 産業界 非政府組織	2006-2010	すべての国で、政府間機関によって国際的に評価された労働現場での化学物質に関する情報を、労働現場の参加によって使用に適した形式と言語で、開発し更新する手法が確立される。	GHS	労働安全衛生法 57 条	左記の条項で規定された、ラベルおよび MSDS に関しては GHS に基づいて分類・表示されるようになっている。GH の分類・表示システムは日本工業規格 (JIS) で規定され、法で規定された表示・MSDS はこれを参照できる。また、安全衛生情報センター HP において、GHS モデル MSDS、GHS モデルラベルを公開している。
139 適切な保護具の開発に関する研究を促進する。	国家政府 産業界 労働組合	2006-2010	すべての国で適切な保護具の開発が研究される。適切な保護具が入手可能である。	ILO の労働安全衛生の国際戦略研究機関	労働安全衛生規則 (3 編 2 章保護具等)	保護具に関しては、その種類や性能に及び、国家検定規格や JIS 規格があり、技術の進歩等必要に応じて改正等が行われる。
140 政府間機関から労働現場の化学物質に関する情報が、雇業者、被雇業者そして政府に、容易で、便利にそして無料で入手できるようにする。	国家政府 産業界 労働組合 非政府組織	2006-2008	すべての国において、政府間機関の化学物質情報が容易に入手でき、方法が確立される。	基盤整備 GHS	労働安全衛生法第 19 条の 3 (国の援助) 同法 28 条の 2 第 3 項 同法 57 条の 5 (国の援助等) 同法 63 条 (国の援助) 同法 71 条 (国の援助) 同法 106 条 (国の援助)	国の援助として左記のような規定があるが、情報基盤整備の遅れから、十分に機能しているとは言いがたい。 また、各国が協力して実施している SIDS (Screening Information Data Set) などの情報は無料で入手可能になっている。 なお、安全衛生情報センター HP において、GHS モデル MSDS、GHS モデルラベルを公開している。
141 化学物質安全の情報 (例 ILO, WHO, INFOCAP) を共	IOMC (ILO, FAO, WHO,	2006-2010	既存の国際的ネットワークを特定し、	必要な基盤整備		海外からの情報 (特に英語) に関しては、ネットワークが

<p>有し交換し提供する国際的情報ネットワークを強化する。</p>	<p>UNIDO, OECD, UNDP) バーゼル条約事務局 労働組合</p>		<p>リンクを強化する。</p>			<p>十分に活用されている。一方、日本からの情報は、言葉の壁があり、発信が十分ではないように思われる。政府が行った規制対象物質のGHSに基づいた分類結果を英語に翻訳し公開している。</p>
<p>142 国レベルでの ILO 安全作業プログラムの確立と、ILO 条約 170、174、および 184 の批准を促進する。</p>	<p>IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合</p>	<p>2006-2010</p>	<p>ILO 条約 170、174 および 184 がすべての国で批准され、実施がすべての国でなされ、ILO 安全作業プログラムが確立される。</p>	<p>ILO 条約 能力向上</p>		<p>ILO 条約 170 (化学物質)、174 (大規模産業災害防止)、184 (農業における安全健康) は、日本では批准していない。</p>
<p>143 有害物質に関する ILO 条約の拡大と更新のための新しいメカニズムを確立し、それらを行動規範、情報の周知、規制、技術的協力などの他のさまざまな活動とリンクさせることにより、労働現場における化学物質の安全使用に対する総合的アプローチを実施する。</p>	<p>IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合</p>	<p>2006-2010</p>	<p>有害な物質に関する ILO 条約が更新され、他の関係する戦略とリンクしている。</p>	<p>ILO 条約 能力向上</p>		<p>(ILO の戦略課題で、日本国内問題ではない。)</p>
<p>144 適切な労働現場の関係者に国際的リスク評価の結果を伝える方法を確立し、雇用者、被雇用者及び行政の関係する役割と責任を規定する。</p>	<p>IOMC (ILO, WHO, UNIDO, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合</p>	<p>2006-2010</p>	<p>適切な労働現場の関係者のための国際的リスク評価の結果について周知させるメカニズムをすべての国で確立される。</p>	<p>IPCS OECD 化学物質 プログラム</p>		<p>IPCS, OECD SIDS などに関する情報は入手可能であるが、これらの評価を行政的な施策や事業者の化学物質管理に反映させるメカニズムは確立されていない。</p>
<p>145 化学物質の有害な影響から労働者を守るための国の査察制度の確立を推進し、雇用者と被雇用者間で、化学物質</p>	<p>IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合</p>	<p>2006-2010</p>	<p>すべての国において化学物質の安全使用に関する査察制度が確立される。</p>	<p>ILO 条約 能力向上</p>	<p>労働安全衛生法 (10 章監督等)</p>	<p>日本ではさまざまな化学物質管理に関する法制度があり、また査察制度もある。労働基準法に基づく監督官</p>

<p>安全を最大にし、労働現場の危険有害性を最小化するための対話を推進する。</p>	<p>非政府組織</p>					<p>制度はよく整備されている。</p>
<p>146 国および国際的なレベルでのソーシヤルパートナー間や公共のメディアを通じた化学物質安全関連の情報の周知を強化する。</p>	<p>IOMC (UNEP, ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) バーゼル条約事務局 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織</p>	<p>2006-2010</p>	<p>すべての国において、化学物質安全に関する情報の周知の仕組みを確立される。</p>	<p>GHS</p>		<p>法令ごとに化学物質安全に関するデータが集積されているが、それらは統合されておらず、また周知システムは十分ではない。</p>
<p>147 (企業、自営業等) すべてのセクターにおいて労働者の知る権利の重要性を強調する。つまり労働者に提供される情報は環境と同様からの安全衛生を守るに十分でなければならぬ。</p>	<p>IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織</p>	<p>2006-2010</p>	<p>すべてのセクターで労働者の知る権利が、すべての国で確立される。</p>	<p>GHS 労働安全衛生に関する ILO の国際戦略</p>		<p>労働者に提供される情報は、限定されたものであり、事業者の責務として規定されている。労働者の「知る権利」は規定されていない。</p>
<p>148 化学物質による労働現場の危険有害性を、特に化学物質のコントロールバンディングのような簡単で実行可能な方法により除去する。</p>	<p>IOMC (ILO, FAO, WHO, UNIDO, OECD, UNDP) 国家政府 産業界 労働組合</p>	<p>2006-2020</p>	<p>化学物質による労働現場の危険有害性を除去する。</p>	<p>ILO 条約と戦略</p>		<p>コントロールバンディングに関しては、中央労働災害防止協会で、すでに普及活動を行っている。中小零細企業における対策は十分とはいえない。</p>
<p>149 労働環境でばく露される化学物質の危険有害性やばく露から守る適切な方法に関する十分な正しい情報が提供されなければ、被雇用者は危険有害な環境での労働を拒否できる権利を確立する。</p>	<p>IOMC (ILO) 国家政府 産業界 労働組合 非政府組織</p>	<p>2006-2010</p>	<p>すべての国において、被雇用者が危険有害な環境での労働を拒否する権利を確立する。</p>	<p>モデル的な法律 適切な言語による情報</p>		<p>労働安全衛生法 24 条、25 条 (事業者の義務) で見られるように、労働者の安全は労働者の権利というより、むしろ事業者の責務として捉えられている。</p>

【能力向上と技術協力】

行動	行動主体	目標/時間枠	進捗の指標	実施の側面	安衛法 関連条項など	安衛法関連規制等から見た SAICM 指標の到達状況
255 化学物質の使用と廃棄に直接もしくは間接的に係わるすべての人々に、必要な訓練と能力向上を推進する。	IOMC (ILO, FAO, WHO) 国家政府 労働組合 産業界	2006-2010	訓練能力がある。	ILO 労働安全衛生の地球規模の戦略	労働安全衛生法 59 条 (安全衛生教育) 同法 60 条 同法 60 条の 2 労働安全衛生規則 592 条 7 (特別の教育—ダイオキシン)、 石棉障害予防規則	事業者が行うべき労働者に対する必要な訓練が規定されている。

